

令和 6 年第 6 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 6 年 6 月 27 日（木）

午後 1 時 30 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

第 6 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 6 年 6 月 27 日、第 6 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1	森	川	保	8	小	泉	聡
2	草	薙	初 夫	9	鈴	野	伸 吾
3	若	菜	成 之	10	吉	川	浩 正
4	曾	根	将 彦	11	市	川	芳 明
6	吉	川	稔 恒	12	山	村	優 子
7	吉	川	充				

会議を欠席した委員

5	池	上	元 徳
---	---	---	-----

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 田 川 敦 子 |
| 2 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 3 | 主 事 補 | 東 田 佑太郎 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第11号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第12号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 報告第13号 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
- 6 議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 7 議案第19号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 8 議案第20号 農用地利用集積計画について

その他

午後 1 時30分開会

- 議長 ただいまの出席委員は11人で、定足数に達しております。
- これより令和 6 年第 6 回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。
- それでは、本日の議事に入ります。
- 本日の議事日程は、お手元に配布させておりますとおり定めしましたので、ご了承願います。
- なお、5 番池上元徳委員から欠席届が出ておりますので報告いたします。
- 日程第 1、議事録署名委員の指名について。
- 座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、3 番若菜成之委員、11番市川芳明委員の両名を指名いたします。
- 次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。
- 事務局 それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧いただきたいと思
います。
- まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 6 年 5 月 23 日（木）から令和 6 年 6 月 26
日（水）までの概要でございます。
- 先月、5 月 23 日（木）、この場所におきまして、令和 6 年第 5 回定例総会を開催い
たしました。定例総会では、農地法第 4 条、4 件、4 筆の農地転用、農地法第 5 条、
6 件、7 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました
ました。
- 議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1 件、2 筆、
農用地利用集積計画について、新規が 1 件、2 筆の以上 2 議案についてご審議、ご承
認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。
- 続きまして、5 月 30 日（木）に茅ヶ崎市民文化会館で開催された、さがみ農業協同
組合第29回通常総代会に、会長が出席されています。
- 5 月 31 日（金）には波止場会館で開催された農委・農協農業者年金初任者研修会及
び担当者会議及び担当者会議に事務局職員が出席しました。
- 6 月 20 日（木）には農地部会を開催し、本日の議案に対し現地確認と事前協議を行
いました。
- 続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は10件でございます。内容は資
料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理いたしました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第11号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第12号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第5、報告第13号、農地法第18条第6項の規定に基づく通知について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第11号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年6月27日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続けて、日程第4、報告第12号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和6年6月27日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

日程第5、報告第13号、農地法第18条第6項の規定に基づく通知について。

別紙記載の土地について、農地法第18条第6項の規定に基づき貸借の合意解約をしたので報告します。

令和6年6月27日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

まず、次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第4条届出について、地目、畑が2筆、地積、22.78㎡。

農地法第5条届出について、地目、田が2筆、地積、267㎡、畑が3筆、地積、197㎡。

農地法第18条に基づく合意解約について、地目、田が1筆、地積、409㎡。

合計としまして、田が3筆、地積合計、676㎡、畑が5筆、地積合計、219.78㎡、

届出件数 8 件でございます。

以上です。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第 6、議案第 18 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第 6、議案第 18 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

別紙記載の者を、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する農業相続人と認め、同法施行令第 40 条の 7 第 2 項の規定に基づき相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行したいので議決を求めます。

令和 6 年 6 月 27 日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

本件は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行に関する案件でございます。相続税の納税猶予に関する適格者証明書は、相続または遺贈により農地を取得し、引き続き農業を営む場合、一定の要件を下に相続税の全部または一部の納税が猶予されるもので、相続人が納税猶予の特例を受けるための要件に該当しているか審査をするものです。

資料の 4 ページをご覧ください。

まず、被相続人ですが、座間市相模が丘二丁目 〇〇〇〇 にお住まいの、〇〇〇〇 さんです。相続開始年月日は、令和 6 年 1 月 20 日です。

次に、相続人ですが、同住所にお住まいの、〇〇〇〇 さんです。

特例適用農地は、番号 1、相模が丘 2 丁目 〇〇〇〇、地目、畑、地積、1,035 m²。番号 2、相模が丘 2 丁目 〇〇〇〇、地目、畑、地積、397 m²、合計 1,432 m²でございます。

案内図につきましては 5 ページをご覧ください。

座間市立相模が丘小学校の北側に位置する市街化調整区域内の生産緑地の畑、2 筆でございます。

お手元のタブレット、もしくはテレビモニターにて現況の写真を用意しましたので、

ご確認をよろしくお願いいたします。

■さんでございますが、令和6年1月に父の■さんが亡くなられ、息子の■さんが当該農地を相続され、農業を継続するための相続猶予を受けたく申請があったものです。

提出された営農計画書によりますと、造園用の植木や苗木及び果樹や露地野菜を栽培する計画となっております。

以前より、ご夫婦で農作業に従事されておりまして、所有する農機具等につきましては、パワーショベル、軽トラック、耕耘機を所有し、農業をされている方でございます。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第18号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 先日、農地部会で見回ってきました。ご覧のとおり大型の植木がかなりあります。今の時代ですから、小さな植木はよく販売できると思うのですが、これだけ大きくなるとなかなか難しいのかと見て感じました。

圃場の中に入っていると、草もほとんど出ていないほど、よく管理されています。お父さんの時代から植木屋でしたので、その意思を受け継いで今になっているのではないかと思います。農業相続人としての的確ではないかと私は思いました。

以上です。

議長 議案第18号の地区担当委員は鈴野伸吾委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

鈴野委員 私も先代の■さんから、自分の父の時代からお付き合いがありまして、昔からその畑をよく知っておりまして、現在もきれいになっているから大丈夫だと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第18号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第18号は原案のとおり承認することに決しました。
次に、日程第7、議案第19号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第19号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。
別紙記載の者を、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人と認め、同法施行令第40条の7第2項の規定に基づき相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行したいので議決を求めます。

令和6年6月27日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

本件もさきの議案と同じく、相続税の納税猶予に関する適格者証明の発行に関する案件でございます。

資料6ページをお開きください。

まず、被相続人ですが、座間市入谷東一丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さんです。相続開始年月日は令和5年9月30日です。

次に、相続人ですが、同住所にお住まいの、■■■■■さんです。

特例適用農地は、番号1、緑ヶ丘4丁目■■■■■、地目、畑、地積、145㎡。番号2、緑ヶ丘4丁目■■■■■、地目、畑、地積、846㎡。番号3、入谷東1丁目■■■■■、地目、畑、地積、991.43㎡の内837.30㎡、合計、1,828.3㎡でございます。

なお、入谷東の畑につきましては、都市計画道路予定地を除いた部分で申請を行うとのことです。

案内図につきましては7ページから8ページをご覧ください。

座間市座間中学校の東側の市街化調整区域内の生産緑地の畑、2筆と県道51号線や小田急線の東側に位置するご自宅に隣接する市街化調整区域内の生産緑地の畑、1筆、合計で3筆でございます。

タブレットまたはテレビモニターにて現況の農地の写真のご覧をお願いいたします。

■■■■■さんでございますが、令和5年9月に養母の■■■■■さんが亡くなられ、養子であ

る ■■■さんが当該農地を相続され、農業を継続するため納税猶予を受けたく申請があったものです。

営農計画書によると、緑ヶ丘の畑では、ブルーベリー、入谷東の畑では、露地野菜やブルーベリーを栽培する計画となっております。

■■■さんは相続前から農業に従事されており、現在、水稻を1町8反、露地野菜を1町歩程度、耕作されております。

所有する農機具等につきましては、トラクターや耕耘機、田植機やコンバインなど一通りの農機具を所有している方でございます。

申請内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第19号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告を求めます。

若菜農地部会長 今、画面に映っているのが、座間中の東側のブルーベリー農園です。もうそろそろもぎ取りが始まるのではないかと思います。耕作者の性格だと思うのですが、すごくきれいに耕作されています。

もう一つがご自宅の裏です。昔の戦車道路、座間小に行く道の下方です。要は、竹とか前はかなり出ていたのです。ひどい土地だったのですが、よくこれだけきれいにされていると思いました。

両方とも農業相続人として適格者だと思われます。

以上です。

議長 議案第19号の地区担当委員は草薙初夫委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

草薙委員 ただいま部会長が報告されたとおり全く問題ない、適格者であると思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第19号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、本案、部会長報告は

「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第19号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第20号、農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、議席番号 [] 委員は当事者でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限がございます。しばらくの間、退席をお願いいたします。

([] 委員 退室)

議長 事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第20号、農用地利用集積計画について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和6年6月27日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらの農用地利用修正計画ですが、旧農業経営基盤強化促進法に基づき、座間市において基本的構想を定め、農作業や農地の管理を任せたい農地所有者と農地を借りて経営規模を拡大したい希望を持つ農業者との間に市が入り、農地の貸し借り等を農地法によらずに行うもので、農地の流動化・集約を図り、農作業の効率化等を促進する事業です。

資料9ページをご覧ください。

貸手の氏名は、 [] さん。住所は、相模原市南区相武台三丁目 []。

所在地は、入谷西5丁目 []、地目、田、地積、409㎡。利用権の種類は、賃貸借となります。

借人の氏名は、 [] さん。住所は、座間市入谷西三丁目 [] です。始期は、令和6年7月1日、終期は、令和8年12月31日、期間は、2年6箇月です。

場所につきましては、案内図の10ページをご覧ください。

こちらは、JR入谷駅の西側に位置する市街化調整区域内の田、1筆でございます。

この農用地利用集積計画につきましては、借手側の審査をしていただくものとなります。

借人の [] さんですが、農業委員で、約1町歩の農地にて水稻作や露地野菜を

作付し、農業経営をされております。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、議案第20号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

市川委員 資料の利用権の種類が賃貸借となっていますが、賃借料はどれくらいでしょうか。
事務局 利用集積計画の作成申出書の添付資料によりますと1年間で4,000円の賃貸借料を設定し、貸借する計画となっております。

以上でございます。

市川委員 水利費の費用ぐらいのものです。了解しました。

議長 ほかに質問ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第20号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第20号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、委員の入室を許可します。事務局で案内をお願いします。

(委員 入室)

議長 委員にお伝えいたします。ただいま、議案第20号、農用地利用集積計画について、全員の賛成で承認いたしましたので、申し上げます。

以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 事務局から何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で、令和6年第6回市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時54分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

3 番 _____

11 番 _____